

福祉常任委員会資料

令和5年9月12日
(2023年)
福祉保健部福祉課

第5期城陽市障がい者計画（骨子案）について

上記の件について、別紙「第5期城陽市障がい者計画（骨子案）」のとおり報告
します。

第5期城陽市障がい者計画 (骨子案)

令和5年(2023年)9月

城 陽 市

目次

第1章 はじめに.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ等.....	2
第2章 障がい福祉の現状と課題.....	4
1 第4期計画の進捗状況.....	4
2 障がい福祉に関する市民ニーズ.....	5
3 国・府における動き.....	9
4 障がい福祉の課題.....	10
第3章 基本的な目標と理念.....	13
1 基本目標と理念.....	13
2 施策の体系.....	15

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 本計画は障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本市の障がい福祉の施策に関する事項を定めるため策定するものです。
- 本市では、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第4期城陽市障がい者計画」(以下「第4期計画」という。)を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい児者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んできたところです。
- この間、国においては、平成18年(2006年)12月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、平成26年(2014年)1月に障害者権利条約が批准されました。平成30年(2018年)には「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年(2019年)には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和3年(2021年)には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4年(2022年)には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、さまざまな法整備が進められてきています。
- このような経緯から、第4期計画の計画期間が終了することに伴い、障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現を目指すため、同計画を見直し、新たな「第5期城陽市障がい者計画」を策定するものです。
- 本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、本計画の取組は、SDGsの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

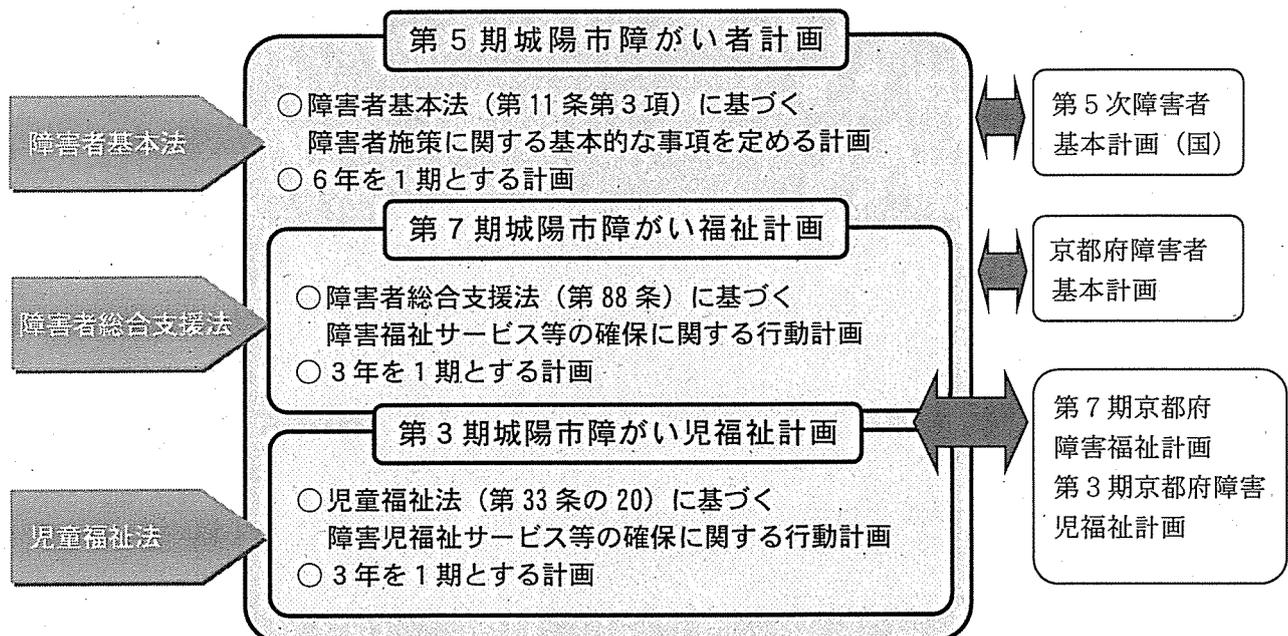
2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「障害者計画」であり、障害者基本法第2条第1項に定義される障害者、すなわち身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とするものです。また、発達障がい者、難病等に起因する身体または精神上的の障がいのある人も対象として含みます。

なお、本計画は、障がい児者の福祉サービス等の確保に関する行動計画である「城陽市障がい福祉計画」、「城陽市障がい児福祉計画」と整合性を図ったものとしします。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。



(2) 計画策定体制

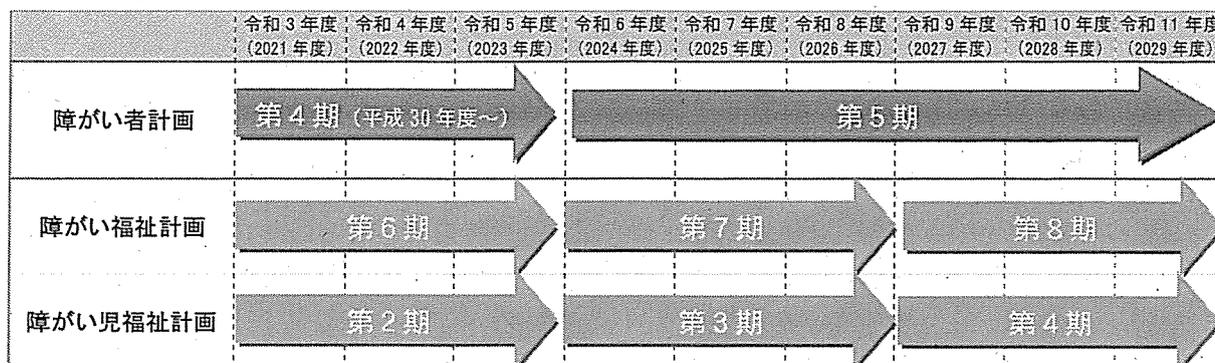
幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、「城陽市障がい者自立支援協議会」により計画内容の協議を行います。

また、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行います。

さらに、本計画に市民の声を反映させるため、障がい児者に対してアンケート調査を実施するとともに、障がい児者関係団体とも懇談会を行い、策定期間中、ホームページ等を活用してパブリック・コメントを実施し、市民の意見の反映に努めます。

(3) 計画期間

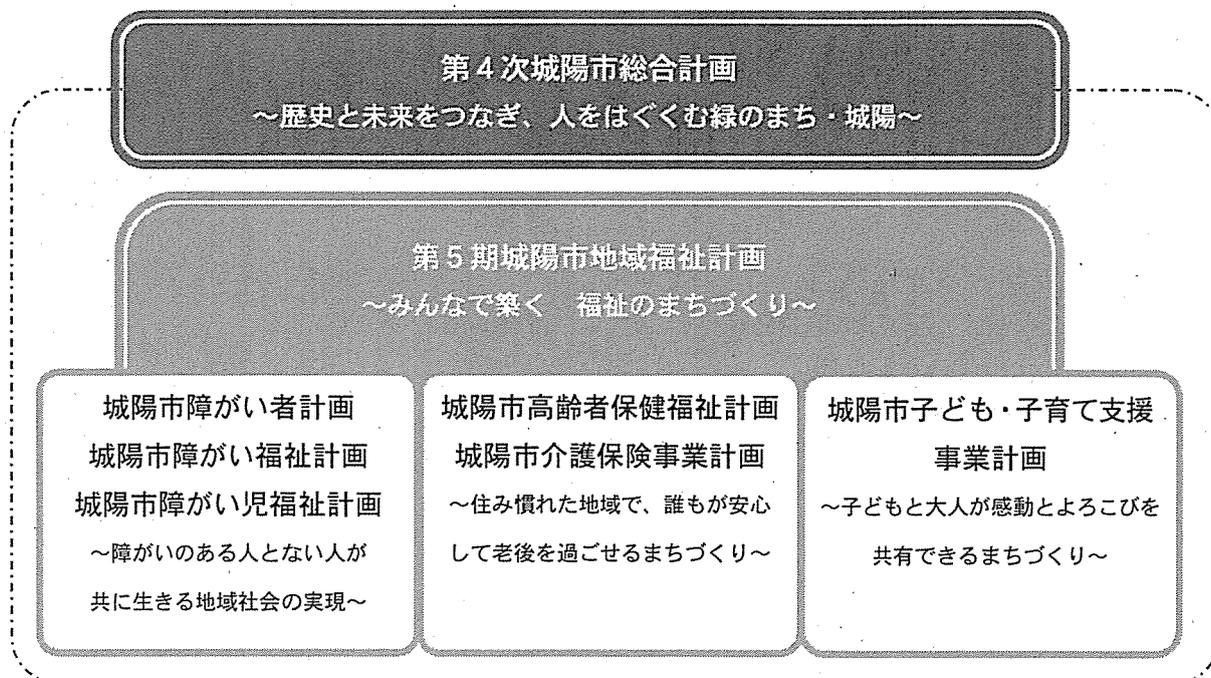
本計画は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）の6箇年を計画期間とします。



(4) 関連計画との整合

本計画は、「城陽市総合計画」、「城陽市地域福祉計画」や関連する分野別計画と整合を図りながら推進する障がい児者関連施策の具体的な展開方向を示すものです。

なお、別に定める「城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」のサービスごとの目標量については、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく児童通所支援や相談支援について、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）における必要量を見込みます。また、その提供方針を示し、「城陽市障がい者自立支援協議会」において内容の協議を行います。



第2章 障がい福祉の現状と課題

1 第4期計画の進捗状況

(1) いつまでも健康で過ごせるまちづくり

- 健康教育や健康相談等、ライフステージに応じた各種健康づくり事業を継続しました。

(2) 健やかに成長できるまちづくり

- 児童発達支援センター等との連携、療育、障がい児保育・保育所等訪問支援の充実や発達障がいの正しい理解の啓発を進めました。
- 特別支援教育の取組を進めました。
- 医療的ケア児保育の取組を進めました。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくり

- 障がい福祉サービスや地域生活支援事業等について、適切な支援が受けられるよう、サービス利用費の負担軽減や、利用料の無償化を継続しました。

(4) 社会参加を果たせるまちづくり

- 特別支援学校や就労支援センター等とも連携し、障がい児者の就労促進を図りました。
- 就労促進ネットワークを核に、各就労施設との連携を図りました。

(5) 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

- 手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づき、手話施策推進会議において、手話教室、手話研修などの機会の充実を図り、城陽市障がい者自立支援協議会において市民講座、福祉見学会を行い、障がいのある人に対する理解を広げるよう努めました。
- 城陽市障がい者自立支援協議会において相談支援の強化を図り、障がい者差別解消支援地域協議会で障がい者差別事案についての情報共有を行いました。
- 合理的配慮の提供を推進するため、市職員を対象とした研修を継続しました。

2 障がい福祉に関する市民ニーズ

「城陽市障がい者計画」の見直しを行うにあたって、城陽市障がい者計画策定等に関する市民アンケートを実施し、障がい福祉に関する市民ニーズの把握に努めました。

調査結果の概要は次のとおりです。

なお、調査対象について、「身体障害者手帳所持者」を「身体」、「療育手帳所持者」を「療育」、「精神障害者保健福祉手帳所持者等」を「精神等」とそれぞれ略称しています。

(1) 調査の概要

調査対象	市内在住の次の方 ①身体障害者手帳所持者 ②療育手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者または通院医療費助成を受けている方
対象者数	2,000人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和4年12月6日（火） 回収終了：令和4年12月23日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収

(2) 回収状況

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
①身体障害者手帳所持者	1,300件	742件	57.1%
②療育手帳所持者	200件	74件	37.0%
③精神障害者保健福祉手帳所持者等	500件	192件	38.4%
計	2,000件	1,008件	50.4%

(3) 調査結果の概要

1) 医療や介護保険について

医療に関して困っていることについては、身体、精神等で「特にない」が、療育で「医師に病状を伝えることが難しい」が最も多くなっています。また、療育、精神等では「医療機関に関する情報が少ない」、「専門的な医療を受けられる機関が近くにない」も多くなっています。

介護保険サービスの利用については、「利用している」は身体が最も多く、療育、精神等ではそれぞれわずかとなっています。また、要介護度は、身体、精神等で「要支援2」が最も多くなっています。

医療への希望（精神等）については、「病気の経過や見通しについて知りたい」が最も多く、次いで、「薬の効果や副作用について知りたい」が多くなっています。

2) 生活の状況について

主な収入源については、身体、療育で「自分の年金」が、精神等で「家族の給料や年金」が最も多くなっています。

家族構成については、身体で「夫婦二人暮らし」が、療育、精神等で「自分と親」が最も多くなっています。また、主な介助者については、身体で「配偶者」が、療育で「親」が、精神等で「介助者はいない」が最も多くなっています。

家庭や家族のことで困っていることについては、身体、療育で「高齢者や障がい者だけの世帯である」が、精神等で「生活が困窮している」が最も多くなっています。

平日の居場所については、身体で「家族と過ごしている」が、療育、精神等で「仕事や通学をしている」が最も多くなっています。また、休日の居場所については、いずれの調査対象でも「家族と過ごしている」が最も多くなっています。

今後の生活場所の希望については、いずれの調査対象でも「家族と暮らしたい」が最も多くなっています。

地域で希望する支援については、身体で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、療育、精神等で「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

3) 就労について

現在の就労状況については、「働いている」は療育で最も多くなっています。就労形態については、身体、精神等で「事業所・企業・団体の非常勤職員(嘱託・パート・アルバイト)」が、療育で「福祉的就労施設(就労継続支援事業所・就労移行支援事業所)で仕事をしている」が最も多くなっています。また、仕事を見つけた方法については、身体、精神等で「直接自分で探した」が、療育、精神等で「就労支援機関や公共職業安定所のあっせん」が最も多くなっています。また、仕事や職場への希望については、いずれの調査対象でも「安定した収入」が最も多くなっています。

働いていない理由については、身体で「高齢のため」が、療育で「障がい重度のため」が、精神等で「病気のため」が最も多くなっています。

また、今後の就労意向については、「仕事をしたい」は精神等で最も多くなっています。一方、「仕事ができない」は身体で最も多くなっています。

4) 外出について

主な外出手段については、身体、精神等で「徒歩や自転車」が、療育で「家族が運転する自動車」が最も多くなっています。

外出時に困ることについては、身体で「段差のある床や駐車場、トイレなど施設が利用しづらい」が、療育、精神等で「歩道がないなど道路が危険である」が最も多くなっています。

5) 余暇や地域活動について

参加してみたい活動(身体)については、「パソコン教室」が最も多くなっています。

地域活動参加状況については、いずれの調査対象でも「十分している」と「まあまあしているほうだ」を合わせた『参加している』に比べて「あまりしているとはいえない」と「何

もしていない」を合わせた『参加していない』が多くなっています。また、地域活動に参加できない理由については、いずれの調査対象でも「したいとは思わない」が最も多くなっています。

6) サービス利用について

自立支援給付サービスの利用状況については、身体で「家をヘルパーなどが訪れて介護等の支援をするサービス」、「日中に福祉施設に出かけて創作活動等を行うサービス」が、療育で「福祉的就労施設で仕事を通じて職業の訓練を行う」が、精神等で「日中に福祉施設に出かけて創作活動等を行うサービス」が最も多くなっています。

また、自立支援給付サービスの満足度については、概ね「不満がある」に比べて「満足」と「ほぼ満足」を合わせた『満足』が多くなっています。

地域生活支援事業の利用状況については、身体で「日常生活用具の給付」が、療育で「日中一時支援事業で昼間の時間を過ごすこと」が、精神等で「サービス事業所などでの相談」が最も多くなっています。また、地域生活支援事業の満足度については、いずれも「不満がある」に比べて「満足」と「ほぼ満足」を合わせた『満足』が多くなっています。

必要なサービス、必要と感じるサービスや支援については、「特にない」が最も多くなっています。

7) 情報について

情報の入手方法については、身体、精神等で「テレビ」が、療育で「家族、親族」が最も多くなっています。

充実すべき情報発信方法については、いずれの調査対象でも「市の広報」が最も多くなっています。

8) 地域での暮らしや悩み・相談について

近所との付き合いの程度については、いずれの調査対象でも「顔を合わせばあいさつする程度」が最も多くなっています。

自治会長、民生委員・児童委員の認知について「知っている」は、いずれも身体で最も多くなっています。

悩みや相談事については、いずれの調査対象でも「自分の健康や治療のこと」が最も多くなっています。また、日常的な相談相手については、いずれの調査対象でも「家族・親類」が最も多くなっています。

現在の相談体制については、身体で「満足している」が最も多くなっていますが、一方で、いずれの調査対象でも「どこに相談したらよいかわからない」が多くなっています。

9) 災害時の避難等について

一人での避難の可否については、身体、精神等で「できる」が、療育で「できない」が多くなっています。また、助けてくれる人の有無については、身体、精神等で「わからない」が、療育では「いない」が最も多くなっています。

助けてくれる人については、いずれの調査対象でも「家族」が最も多くなっています。災害時に困ることについては、身体、精神等で「投薬や治療が受けられない」が、療育は「どのように対応すべきか自分で判断できない」が最も多くなっています。

10) 権利擁護等について

成年後見制度の認知については、いずれの調査対象でも「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた『知っている』に比べて「聞いたことはあるが、内容は知らない」と「全く知らない、聞いたことがない」を合わせた『知らない』が多くなっています。また、成年後見制度の利用については、「ある」は、精神等で最も多くなっています。

成年後見制度について相談する相手については、いずれの調査対象でも、「家族や親せき」が最も多くなっています。

成年後見制度について必要な情報については、身体、療育では「どんな場合に利用されているかなどの具体的な事例」が、精神では「制度を利用した際のだいたいの費用」が最も多くなっています。

差別経験の有無については、いずれの調査対象でも「あまり感じない」「全く感じない」をあわせた「感じない」が最も多くなっています。また、差別経験の内容については、いずれの調査対象でも「外出時（街角での人の視線や対応）」が最も多くなっています。

いじめや虐待経験の有無については、いずれの調査対象でも「ない」が多くなっています。

11) 城陽市の福祉の環境について

今後重要な施策については、いずれの調査対象でも「困った時に気軽に相談できる窓口を充実させること」が最も多くなっています。

12) 介助者について

介助者の性別については、調査対象のいずれも、女性の割合が多くなっています。また、介助者の年齢については、身体、精神等で「70歳代」が、療育で「40歳代」が最も多くなっています。

療育等での困りごとについては、いずれの調査対象でも「子どもの発達や障がいについて気軽に相談できる窓口がない」が最も多くなっています。また、介護での困りごとについては、いずれの調査対象でも「自分が高齢化してきた」が最も多くなっています。

介助者に必要な支援については、いずれの調査対象でも「介助者が介助できなくなった場合の支援」が最も多くなっています。

3 国・府における動き

(1) 国

- 平成18年(2006年)12月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が採択され、平成26年(2014年)1月に障害者権利条約が批准されました。
- 令和3年(2021年)6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化することを鑑み、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。
- 令和4年(2022年)5月に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることを鑑み、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。
- 国では、「第5次障害者基本計画」(令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度))を策定しており、基本理念として、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることとされています。

(2) 京都府

- 京都府においても第4期京都府障害者基本計画(令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度))が策定され、障がい者施策の総合的な推進を図られています。
- また、障害者総合支援法に基づく計画である「第6期京都府障害福祉計画」、児童福祉法に基づく計画である「第2期京都府障害児福祉計画」が推進されています。

4 障がい福祉の課題

(1) いつまでも健康で過ごせるまちづくり

- 市民一人ひとりの努力とともに、市民の健康の保持増進を図り、健康で充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。
- 障がい児者については、ライフステージや障がい種別に応じた保健・医療施策の提供が重要であり、発生予防から早期発見、早期治療、さらにリハビリテーション医療へとつなげていくため、関係機関の有機的な連携が求められます。
- 精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場や、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められます。

(2) 健やかに成長できるまちづくり

- 障がいのある乳幼児・児童・生徒の能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育と教育の果たす役割が大きく、そのため子どもたち一人ひとりの多種多様な障がい特性に応じた適切な療育と教育を幼児期から一貫して提供していく必要があります。
- 障がいのある乳幼児・児童・生徒が将来にわたる自立や社会参加を果たしていくには、障がい児への早期療育と早期教育が重要です。また、発達障害者支援法に基づき、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などの発達障がいを早期に把握し、個々の状態や特性、発達段階、適性に応じ、適切な支援システムを推進していく必要があります。
- 障がいのある児童生徒の学校の授業の終了後や休業日の支援については、放課後等デイサービス等の多様なサービスが整ってきましたが、より多くのニーズに対応していくため、整備を支援していく必要があります。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくり

- 障がい者を理由にコミュニケーションの方法に制約を受ける方が、あらゆる分野の活動に参加し、地域で自立した生活を送れるようにするためには、十分なコミュニケーション手段を確保するとともに、さまざまな情報が入手できるよう設備や人的援助によって支援する必要があります。
- 急速に発達している情報通信技術を、障がい者が自身の生活や社会参加に活用するためには、情報アクセシビリティの向上や、障がい者が情報通信技術を利用する機会や修得する機会の場を提供する必要があります。
- それぞれの個性が尊重されながら障がいのある人と、ない人が共に社会生活を営むためには、各種障がい福祉サービスの一層の充実や、インクルーシブな社会をめざしていくことが望まれます。
- 市の独自施策であるサービス利用費の負担軽減、地域生活支援事業の利用料無償化は、障がい者の自立を図る上で大きな役割を果たしており、今後も継続していく必要があります。
- 防災対策では、日頃から障がい児者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制を確立する必要があります。

(4) 社会参加を果たせるまちづくり

- 就労は障がい者の自立と社会参加に大きな意味をもちますが、企業や団体で仕事に就いている障がい者は少なく、障がい者の就労や経済状況は依然厳しい状況といえます。今後も、就労相談体制の充実、企業への啓発、職業リハビリテーションの充実、就労の機会の確保に向けた取組と経済支援制度の充実を検討していく必要があります。また、一般企業への就職、福祉的就労ともその情勢は依然厳しく、就労が障がい者のライフサイクルにとって最大の課題となっています。
- 障がい者の雇用と就労の促進に向けて、障がいの特性に応じたきめ細かな障がい種別対策を総合的に講じることが求められます。
- 社会参加活動は、障がい者と市民の相互理解の促進、リハビリテーション効果の面から、さらに、障がい者の自己実現、自己表現の場として重要です。このため、障がい者の社会参加拡充のための人材、地域の交流機会、啓発、情報提供、指導者の育成が必要です。
- 障がい者のニーズに応じた学習活動の機会を体系的・効果的に提供できるよう、生涯学習関連事業の推進・支援体制の充実を図るとともに、障がい者が学習活動を行うため

の学習情報提供サービス、受け入れ体制等の確保を図る必要があります。

(5) 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

- インクルーシブな社会の実現に向けて、障がいのある人に対する市民の理解を広げるための啓発の取組が必要です。
- 障がい児者のライフステージに応じたきめ細かな行政施策を展開していくためには、障がい児者とその家族が身近な地域で気軽に相談できる体制が整備されていること、相談された内容を的確に把握すること、さらに相談された内容に応じた適切な助言や指導ができることが重要です。
- 地域における相談支援体制の強化のため、障がい者自立支援協議会の果たす役割は大きく、地域にある社会資源の活用、新たな施策の提言など、関係者、市民、当事者の協働の取組の推進を図ることが重要です。また、高齢になっても障がい者が引き続き同じ事業所でサービスを受けやすくする必要があります。
- 自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時においても安定した障がい福祉サービスを提供できるよう体制を整える必要があります。
- 障がい者の権利擁護の推進においては、障がい者の虐待を防止すること、障がい者差別を解消することが重要です。

第3章 基本的な目標と理念

1 基本目標と理念

本市では、「城陽市地域福祉計画」の理念に基づいて、「互いに尊重しあい、支え合うまちづくり」、「みんなが参画し、協働するまちづくり」、「だれもが安心できるまちづくり」を推進しています。

そのためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人ひとりの違いを認め合い、その人格と個性を互いに尊重するとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のために、市民、関係団体、行政が主体的に取り組み、相互に連携し、希望に添って働き続けることができる社会や、生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野でそれぞれの特性を活かして活躍できる社会を目指していく必要があります。

また、障がいは、障がいのある人の心身の機能の状態から直接的に生ずるものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるとされており、社会的障壁の除去を促進し、誰もが暮らしやすいまちを目指す必要があります。

全ての障がい者が完全参加と平等のもとに、個人の尊厳を保障され、社会の一員として自己選択と自己決定を果たすことができる社会づくりをめざすとともに、誰も取り残されることがなく生涯にわたって自立し、安心して暮らせる共に生きる地域づくりをめざします。

このため、「障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現」を本計画の基本目標とします。

<基本目標>

障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現

<基本理念>

(1) 障がい者の権利と尊厳の保護

障がい者が当たり前で暮らし、自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、差別・虐待などの人権侵害がない地域社会をめざします。

(2) インクルーシブな社会の推進

障がい者が、障がいのない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁（バリア）をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障がいによる心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性を受止め、多様な障がいをあたたかく包摂し、ともに社会参加を行える市民意識の醸成をめざします。

(3) 交流と支え合いの推進

障がいのある、ないに関わりなく市民一人ひとりがお互いに交流し、支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域の活動に参加する協働のまちをめざします。

(4) 障がい者の主体性の確保

障がい者が個性や持てる能力を十分に発揮でき、主体性を持ち、社会へ積極的に参加できる地域社会をめざします。

(5) ニーズの多様性への対応

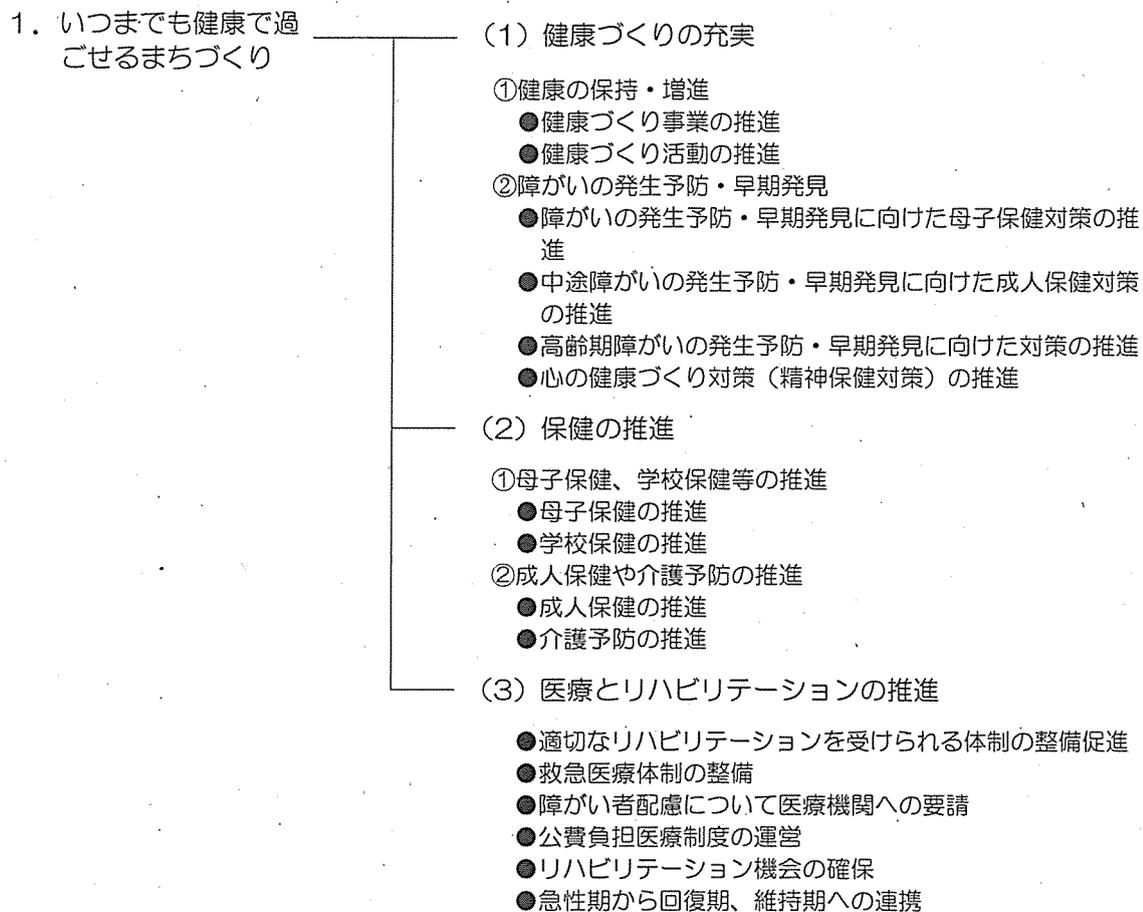
障がいの種別・程度別のニーズや、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労など多岐にわたる社会的支援へのニーズに対応したきめ細かな施策の充実を図る一方で、障がい者及び介護者の高齢化に対応するため、高齢者福祉施策などと施策間の連携を図り、行政施策の体系的かつ効果的な提供システムの確立をめざします。

(6) 支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育などの支援にあたって、障がい者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、連続性のあるサービス提供をめざします。

2 施策の体系

以下、分野別計画における施策の体系を示します。



2. 健やかに成長できる
まちづくり

(1) 療育、保育、就学前教育の推進

- ①早期療育の推進
 - 児童発達支援
 - 児童発達支援センターとの連携
 - 療育に関わる関係機関の連携と情報の共有化
 - 難聴児への早期支援
- ②保育の推進
 - 要支援児童保育・保育所等訪問支援の推進
 - 医療的ケア児の保育の実施
- ③発達障がいに対応した支援
 - 発達障がいの正しい理解の促進
 - 発達障がいの早期発見・早期支援
 - 庁内と関係機関の連携

(2) 教育の推進

- ①障がいのある児童生徒への教育の推進
 - 特別支援教育の推進
 - 教育活動等の推進
 - 教育環境の整備
 - 教職員の資質・能力の向上と研修の推進
- ②教育相談、就・修学、進路指導の推進
 - 教育相談、就・修学指導の推進
 - 進路指導の推進

(3) 学校の授業の終了後や休業日の生活の支援

- 学校の授業の終了後や休業日の生活の支援
- 障害児通所支援の実施

3. 地域で安心して暮らせるまちづくり

(1) コミュニケーション支援の充実

- 視覚障がい者へのコミュニケーション支援
- 聴覚障がい者へのコミュニケーション支援
- 手話通訳者及び要約筆記者の派遣及び養成の推進
- 聴覚言語障がい者への支援
- 人材の確保
- 重度身体障がい者福祉電話の設置事業
- 新しい情報機器の利用と導入
- 情報環境のバリアフリー化
- 聴覚障がい者情報発信システムの推進

(2) 福祉サービス等の充実

①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの給付

- 訪問系サービス
- 短期入所サービス
- 昼間の生活を支援するサービス
- 日中活動系サービス
- 居住系サービス
- グループホーム等
- 補装具給付事業

②地域生活支援事業の提供

- 意思疎通支援
- 日常生活用具給付事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 日中一時支援
- 相談支援事業
- 訪問入浴サービス
- 生活訓練等事業

③介助者支援事業の推進

- 心身障がい者介護支援事業
- 介助者や保護者同士の交流

④多様な福祉事業の推進

- 重度肢体障がい者ガイドヘルパー派遣事業の推進
- 専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備
- 通所交通費の助成
- 障がい者住宅改良助成事業
- 住宅改修支援事業
- 外出支援サービスの実施
- 身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進
- 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業
- 診断書料補助事業の推進
- 精神障がい者のグループワーク等の提供
- 住民参加型相互援助サービス事業の支援
- 当事者団体への支援

⑤重度障がい児者への支援

- 重度障がい児者への支援
- 医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援

⑥施設への支援

- 施設機能の地域への開放
- 地域生活移行支援
- 施設整備への支援

(3) 経済的支援の充実

- 特別障害者手当等支給事業
- 心身障害者扶養共済制度加入奨励金支給事業
- 特別児童扶養手当支給事業
- 自立支援給付における利用者負担の軽減
- 地域生活支援事業における負担軽減
- 公費負担医療制度の運営

(4) 防災対策の推進

①防災意識の高揚

- 防災意識の高揚と地域での支援体制づくり

②災害時要配慮者対策の推進

- 避難行動要支援者の把握と個別避難計画の作成
- 福祉避難所の確保

4. 社会参加を果たせる
まちづくり

(1) 雇用・就労の促進と安定

- 雇用啓発活動の推進
- 障がい者への職業相談・指導の推進
- 市職員への障がい者採用
- 就労定着支援

(2) 職業訓練と福祉的就労環境の整備

- ①職業訓練
 - 訓練等給付
- ②福祉的就労環境の整備
 - 障がい者施設の支援
 - 事業所のネットワークや販路開拓への支援
 - 施設と企業との連携への支援
 - 市内福祉施設リサイクル事業への支援
- ③障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
 - 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

(3) 生涯学習や文化活動の充実

- ①生涯学習の充実
 - 城陽市生涯学習推進計画の推進
 - 障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備
 - 障がい者ニーズに配慮した生涯学習メニューの推進
 - 生涯学習情報の提供
 - 障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備
- ②文化芸術活動の充実
 - 文化芸術活動の推進
 - 指導員の養成

(4) スポーツ・レクリエーション活動の充実

- 障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進
- イベントの開催
- 障がい者スポーツ指導員の養成
- 障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進

5. 身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

(1) 障がいのある人に対する理解を広げる啓発

- ①人権尊重
 - 人権尊重のまちづくりへの総合的取組
- ②学校教育等の推進
 - 小中学校の活動推進
 - 幼稚園、保育所での取組
- ③地域における学びの場
 - 親子体験教室の開催
 - 市民講座の開催
 - 「障害者週間」等の取組
 - 出前講座等の開催
- ④情報収集
 - 情報収集の推進と制度の周知への取組
- ⑤手話に関する施策の推進
 - 手話に対する理解の促進及び手話の普及
 - 手話の獲得及び習得の支援
 - 手話による情報取得の支援
 - 手話による意思疎通支援の拡充
 - 城陽市手話施策推進会議の活性化

(2) 相談支援体制の充実

- ①障がい児者の相談支援の充実
 - 相談支援体制の整備
 - 専門相談体制の整備
 - 人材の育成
 - 市民による相談活動の促進
 - サービス等利用計画の作成
 - 「こころの相談」の実施
- ②相談支援のネットワーク化
 - 相談支援機関等の連携
 - 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携
- ③制度の周知・情報提供の推進
 - 保険・医療・福祉等に関する制度の周知の推進
- ④情報システム化の推進
 - 情報システムの高度化の推進
 - 情報システムの活用を検討

(3) 地域ケア体制の整備

- ①障がい者自立支援協議会の推進
 - 城陽市障がい者自立支援協議会の活性化
- ②発達支援システムの推進
 - 発達支援システムの推進
 - 庁内発達支援チームの推進
 - 支援ファイルによる発達支援
 - 個別の支援計画の作成
 - 計画に基づく支援の推進
- ③総合的な地域ケアの推進
 - 障がい者ケアマネジメント体制の推進
 - 対象者の把握
 - 専門的な支援機関の確保と育成
 - 支援の開発と提供
 - サービス等利用計画の作成
 - 支援者の確保と育成
 - 総合的支援体制の推進

（４）障がい者の権利擁護の推進

①権利擁護の充実

- 成年後見制度の周知と利用援助
- 日常生活自立支援事業の支援
- 権利擁護への取組

②障がい者虐待の防止

- 障がい者への虐待防止に向けた取組の実施
- 障がい者虐待防止センターの推進
- 障がい者虐待防止ネットワークの推進

③障がい者差別解消の推進

- 障がい者差別解消の取組
- 障がい者差別解消ネットワークの推進